

赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想見直し業務に係る 公募型プロポーザル方式実施説明書

1 業務名

赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想見直し業務

2 目的

この説明書は、赤磐市（以下「本市」という。）が実施する「赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想見直し業務」（以下「本業務」という。）において、本業務を円滑に行うため、高い技術力と経験を有し、かつ、本市の現状を十分に理解・把握し、技術的な提案ができる業者（以下「受託者」という。）を適正に選定することを目的とする。

3 業務内容

本業務は、別紙「赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想見直し業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により提出された提案をもとに実施する。

なお、提案者は、仕様書を熟読し理解した上で、仕様書に記載されている各項目について、提案書を立案すること。ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

4 業務履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

5 本業務の提案上限額

上限額3,498,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

6 契約の締結

契約方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。また、契約保証金については赤磐市財務規則第153条及び第155条のとおりとする。その他、手続は赤磐市財務規則に基づくこととする。

7 参加資格要件

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

なお、本市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までの間に、赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係

る指名停止措置を受けていないこと。

(3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 令和3年度赤磐市入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、「計画策定」の業種が掲載されていること。

(7) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの期間に一般廃棄物（ごみ）処理施設に係る基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計に関する業務のいずれかの履行実績を有すること。

なお、会社の分割・合併・事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割・合併・承継が適切に行われ、かつ、分割・合併・承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明できる書類を提出すること。

(8) 本業務については、主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置して実施することとし、主任技術者及び照査技術者は、以下のア又はイの資格を有する者とする。

ア 技術士法における技術士資格の衛生工学部門（廃棄物管理）の資格を有する者

イ 技術士法における技術士資格の総合技術監理部門（衛生工学-廃棄物管理）の資格を有する者

なお、参加申込み以前3箇月以上在籍していることとする。

また、主任技術者は、照査技術者を兼ねることができないものとする。

(9) 岡山県内に主たる営業所（本店）を有していること又は岡山県内に主たる営業所（本店）から契約権限の委任を受けた営業所等を有していること。

8 参加申込手続

(1) 提出期間

令和4年6月7日（火）から令和4年6月15日（水）まで

(2) 提出方法

提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和4年6月15日（水）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

(3) 提出書類

ア 提案参加申込書（様式第1号）

- イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 委任状（代理人を定める場合）（様式第3号）
 - エ 業務受託実績書（任意様式）
※市町村の名称、業務名、履行期間、契約金額等を記載すること。
 - オ 資格に関する書類（任意様式）
- (4) 提出部数 各1部を提出
 - (5) 提出場所 赤磐市役所市民生活部環境課
 - (6) 参加資格審査結果通知
参加資格審査結果の通知は、令和4年6月16日（木）までに電子メールで通知する。

9 書類の閲覧

提案書作成に当り、書類の閲覧が必要な場合、下記により閲覧することができる。

- (1) 閲覧の対象となる書類
 - ア 赤磐市一般廃棄物処理基本計画
 - イ 赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想
 - ウ 赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想（参考資料）
 - エ 赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想（参考資料その2 測量地質調査）
- (2) 閲覧期間
令和4年6月7日（火）から令和4年6月15日（水）まで
- (3) 閲覧場所
赤磐市役所市民生活部環境課窓口

10 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和4年6月7日（火）から令和4年6月15日（水）まで
- (2) 受付方法
質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書（様式4号）に記入の上、令和4年6月15日（水）午後5時までに電子メールにて赤磐市市民生活部環境課へ下記メールアドレス宛に提出すること。
電子メールの件名の先頭に「赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想見直し業務に関する質問」と必ず記載すること。受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。
- (3) 回答
公平性を保つため、令和4年6月16日（木）までに質問内容の回答の全てを電子メールで提案参加者全員へ送信する。
- (4) 提出先 赤磐市市民生活部環境課
メールアドレス：kankyo@city.akaiwa.lg.jp

11 参加申込みの辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式5号）を令和4年6月30日（木）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

(1) 提出方法

下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和4年6月30日（木）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

(2) 提出場所

赤磐市市民生活課環境課

1.2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書 正本1部、副本6部（任意様式）

※書類はA4判（A3判による折込ページの挿入は可）とし、数ページ程度のプレゼンテーションに必要な最小限度とする。

イ 見積書 1部（任意様式）

※見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ額とすること。また、費用の内訳も同時に作成し、添付すること。

(2) 提出期間

参加資格通知後、提案依頼から令和4年6月30日（木）まで

(3) 提出方法

下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和4年6月30日（木）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

(4) 提出場所

赤磐市市民生活課環境課

1.3 審査方法等

提案参加者から提出された企画提案書等について、選定委員会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。

(1) 評価点の評価は提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し、総合的に審査を行い評価基準の評価項目ごとの点数配分に応じて得点を付与し、評価点の合計点で最も高い点数となった提案参加者を第一優先交渉権者として決定するものとする。

なお、優先交渉権者は、次点の第二優先交渉権者まで選定するものとする。

(2) 評価の合計点が最も高い提案参加者が2者以上あるとき（同点のとき）は、評価基準の評価項目のうち企画提案の評価点が高い方から順に第一優先交渉権者及び第二優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者を選定後、第一優先交渉権者と契約協議を行い、発注者と第一優先交渉権者の両者において合意の上、契約締結を行うものとする。

なお、第一優先交渉権者と契約協議の結果、契約に至らなかった場合、第二優先交渉権者と契約協議を行い、発注者と第二優先交渉権者の両者において合意の上、契約締結を行うものとする。

(4) 提案参加者が1者だけの場合にあっても、本業務のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査の結果、適正な提案であると認められる場合、この1者を第一優先交渉権者とする。

(5) 評価点は、150点を満点とする。

(6) 合格点は、100点以上とする。

(7) プレゼンテーション等実施予定日

令和4年7月6日（水）

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

プレゼンテーション及びヒアリングは、次の時間内で行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、本市が必要と判断した場合はプレゼンテーション及びヒアリングをZOOMを使用したWEB会議により実施するものとする。

ア プレゼンテーション：20分以内

イ ヒアリング：10分以内

(8) 参加可能人数

3名以内（主任技術者は必ず出席すること。）

(9) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、企画提案書をもとに行うものとする。

なお、企画提案書をもとにパワーポイント等で作成した説明資料をプレゼンテーション時に用いることを認める。

イ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等を用いることができる。プロジェクター（EPSON製EB-W420予定）及びスクリーンは市で用意する。他の機器等（パソコン等）を使用する場合は、提案参加者で準備すること。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(10) 順番

企画提案書の受付順で行う。

(11) 提案参加者が多数あり審査に支障が生じると認められる場合は、評価基準により企画提案書の事前評価を行い、当該事前評価の上位の提案参加者のみプレゼンテーション及びヒアリングを行うことができるものとする。この場合、提案参加者へ事前に連

絡するものとする。

1 4 評価基準

提案参加者から提出された企画提案書の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点割合 (%)
1 実績・体制	業務の実績	10
	実施体制	10
2 企画提案	業務の目的の理解度	10
	業務スケジュールの的確性	10
	現状把握及び基本的事項の整理方法	10
	整備方針の検討方法	10
	主要施設概略計画の整理方法	10
	設備スケジュール、概算事業費及び跡地利用計画の整理方法	10
3 見積価格	見積書の妥当性	10
4 自由提案	仕様書以外で有益な提案等	10

1 5 失格理由

提案参加者から提出された関係書類等が、次のいずれかに該当する場合は、当該提案参加者を本業務の選定対象から除外するものとする。

- (1) 提出が定められた期限に遅れたとき。(郵送の場合における郵便事情等による遅れは一切考慮しない。)
- (2) 提出された書類に不備又は虚偽の記載があるとき。
- (3) 見積価格が提案上限額を超過したとき。
- (4) 事前に、審査結果に影響を与えるような工作をしたことが認められるとき。

1 6 選定結果

- (1) 審査結果は、受託候補者の選定後、書面にて通知するものとする。
- (2) 本市は、審査結果についての意義申立ては一切受け付けない。
- (3) 本市は、業者決定に至った経過及び理由の公表は行わない。

1 7 その他

- (1) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (2) 提案については、1 事業者につき 1 提案とする。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (6) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (7) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (8) 応募のあった事業者名及びその得点合計は審査結果公表時に公表する。
- (9) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例(平成17年条例第8号)に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (10) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

別紙 1

委託候補者選定スケジュール

項目	提出期限・受付期間 (年月日)	備考
公告	令和4年6月7日(火)	市ホームページにて告知
参加申込書提出期限	令和4年6月7日(火) ～ 令和4年6月15日(水)	郵送又は持参(郵送の場合でも提出期限内に提出場所に必着すること。)提出書類:提案参加申込書、誓約書、委任状、業務受託実績書(市町村の名称、業務名、履行期間、契約金額が分かるもの)、資格に関する書類を各1部提出すること。
書類閲覧期間	令和4年6月7日(火) ～ 令和4年6月15日(水)	担当部署へ事前連絡の上、閲覧場所において閲覧
質疑受付期間	令和4年6月7日(火) ～ 令和4年6月15日(水)	指定する提出先に電子メールで提出 メールアドレス kankyo@city.akaiwa.lg.jp
質疑回答日	令和4年6月16日(木) までに回答	公平性を保つため受け付けた全ての質疑に関する回答のすべてを電子メールで提案参加者全員へ送信する。
提案書、見積書提出期限	令和4年6月30日(木)	郵送又は持参(郵送の場合でも提出期限内に提出場所に必着すること。)
辞退届提出期限	令和4年6月30日(木)	郵送又は持参(郵送の場合でも提出期限内に提出場所に必着すること。)
プレゼンテーション等開催	令和4年7月6日(水) 予定	詳細は別途通知する。
選定結果通知	令和4年7月7日(木) 予定	選定結果を書面にて通知する。

担当部署(問合せ先)

赤磐市下市344番地

赤磐市市民生活部環境課(担当:富山)

TEL:086-955-5347

FAX:086-955-1410

E-mail:kankyo@city.akaiwa.lg.jp